

第2回行刑改革会議



我が国及び諸外国の
行刑事情について

本プレゼンテーションの構成



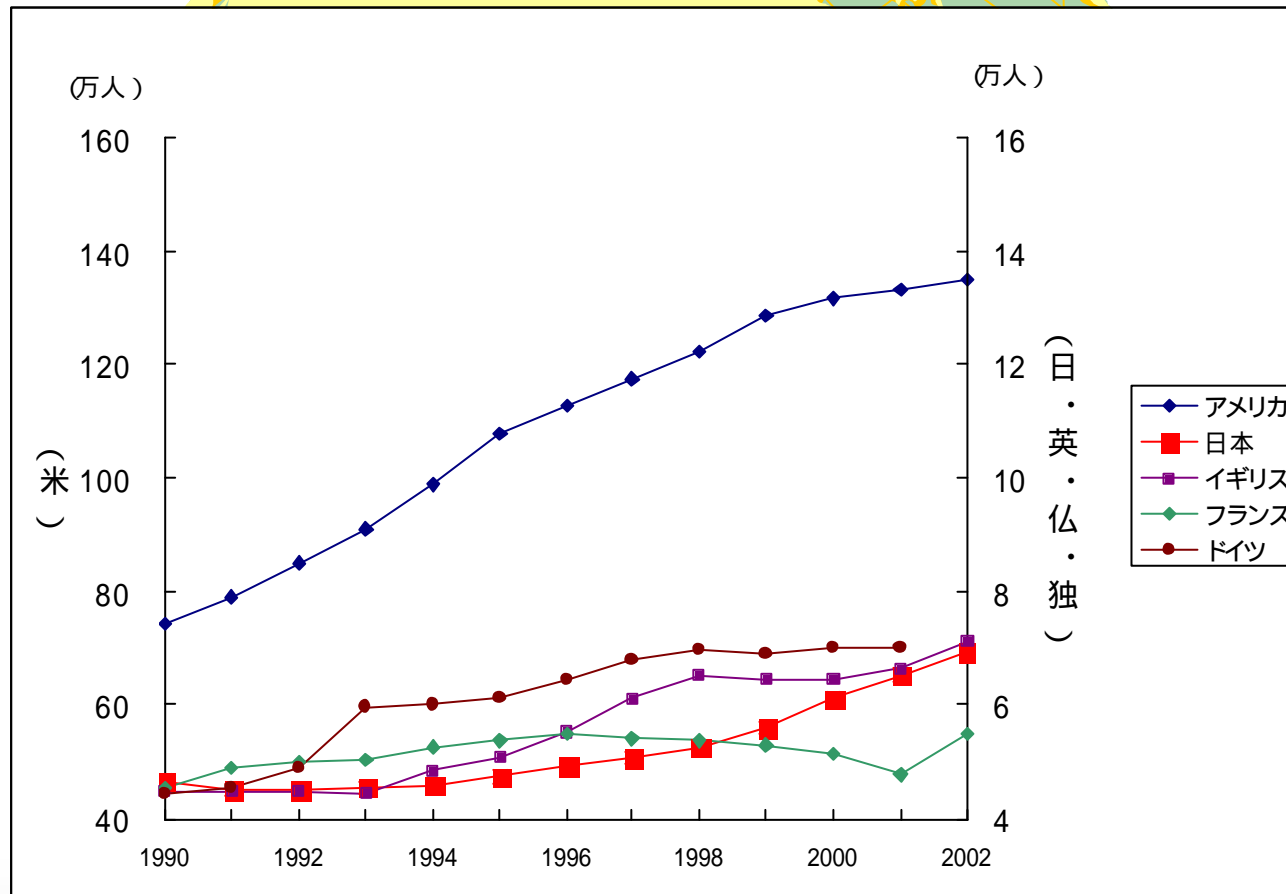
- **第1部 広報ビデオ上映**

その情熱が、その使命感が秩序を育む
～行刑施設を支える矯正職員の姿～

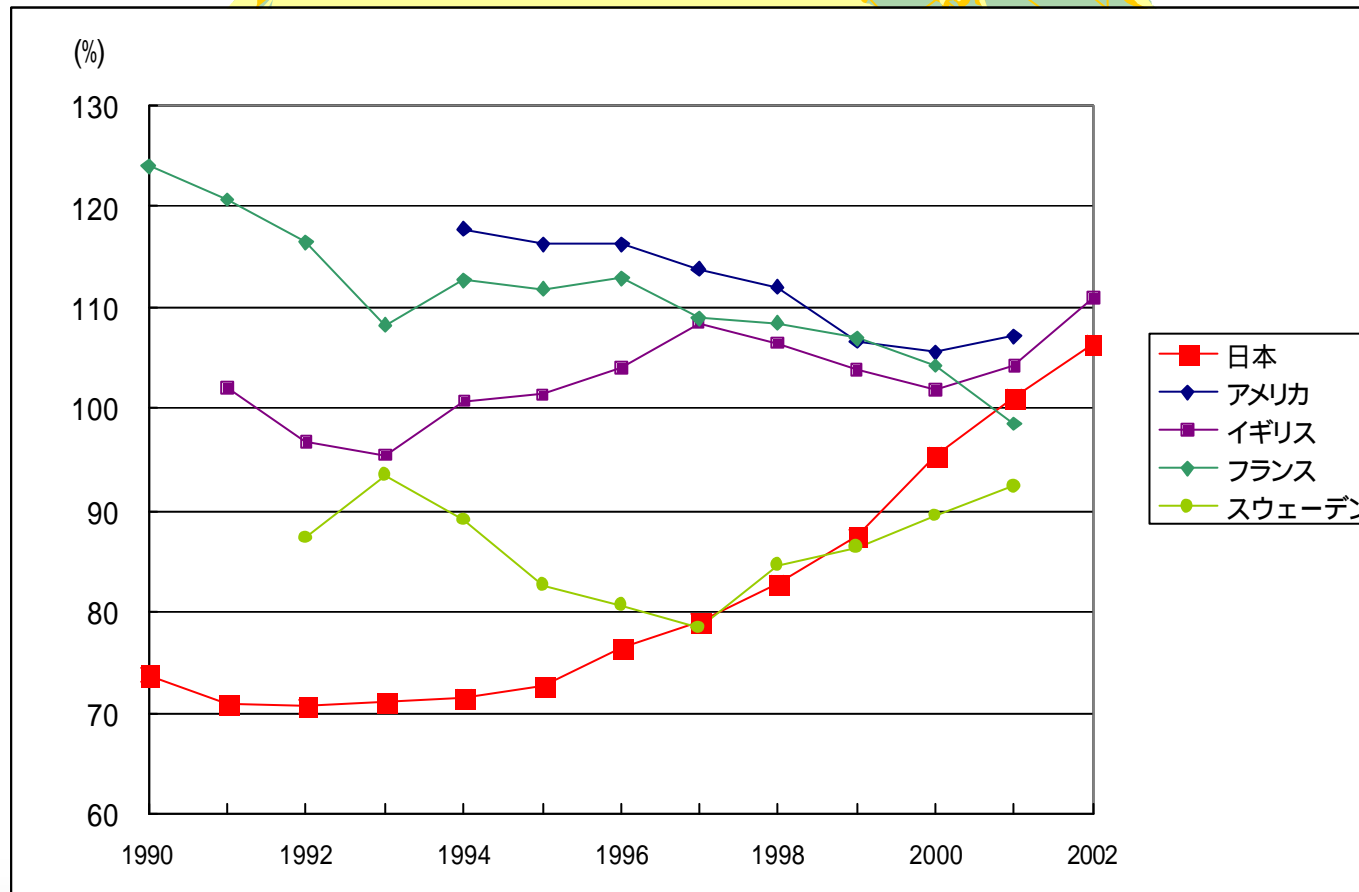
- **第2部 海外行刑事情紹介**

～我が国の行刑と対比しながら～

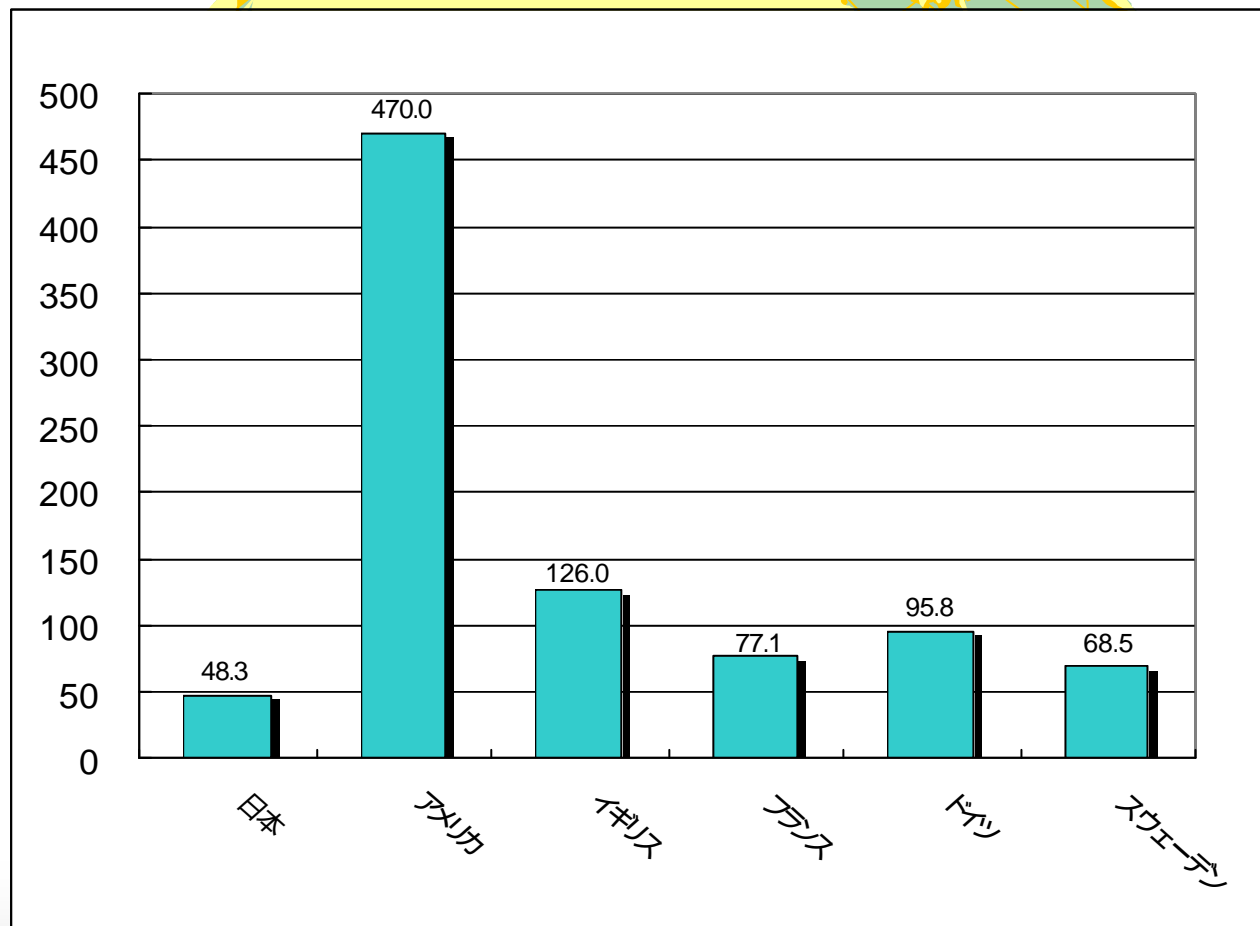
行刑施設の収容人員の推移



行刑施設の収容率の推移



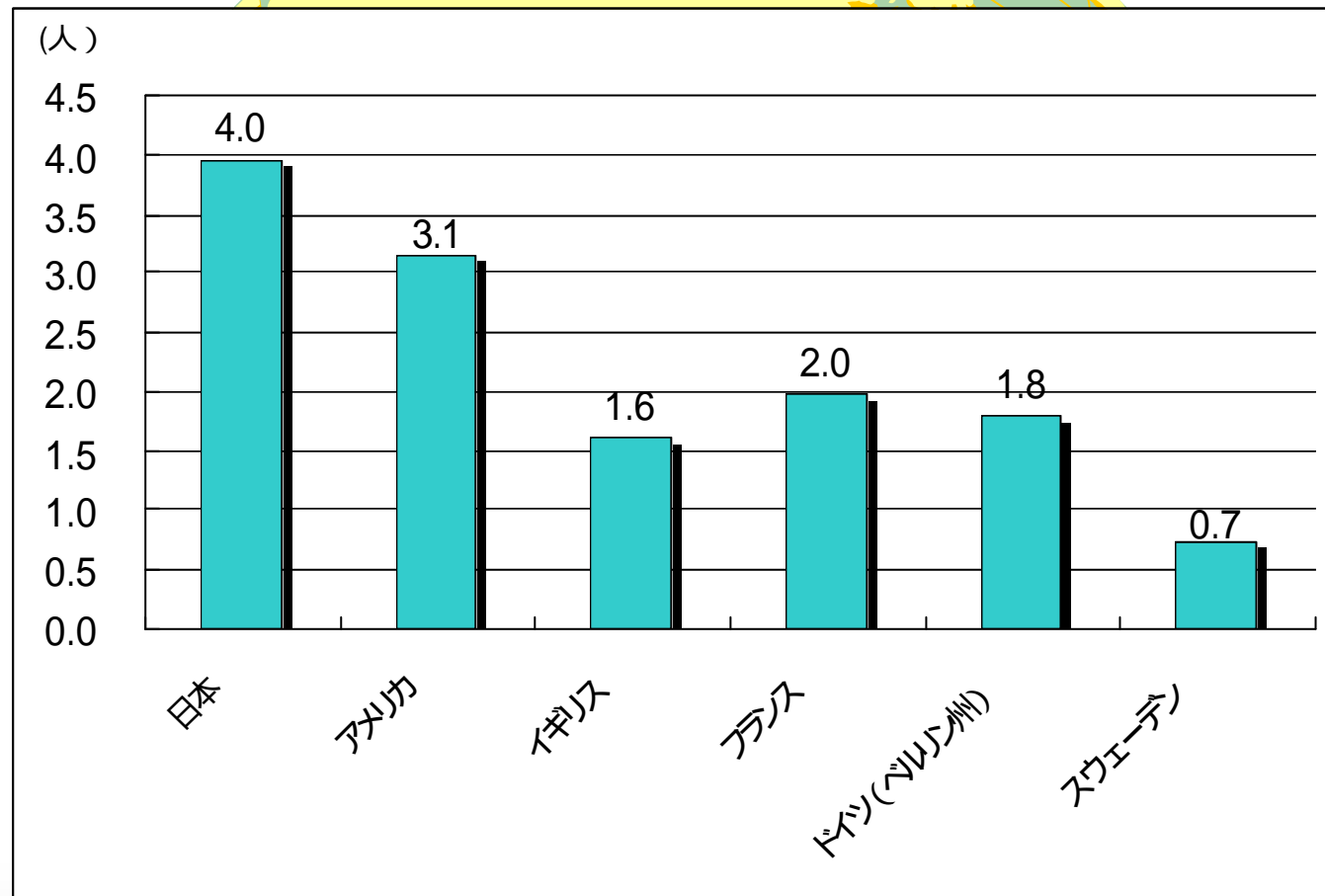
人口10万人当たり 行刑施設収容人員(2001)



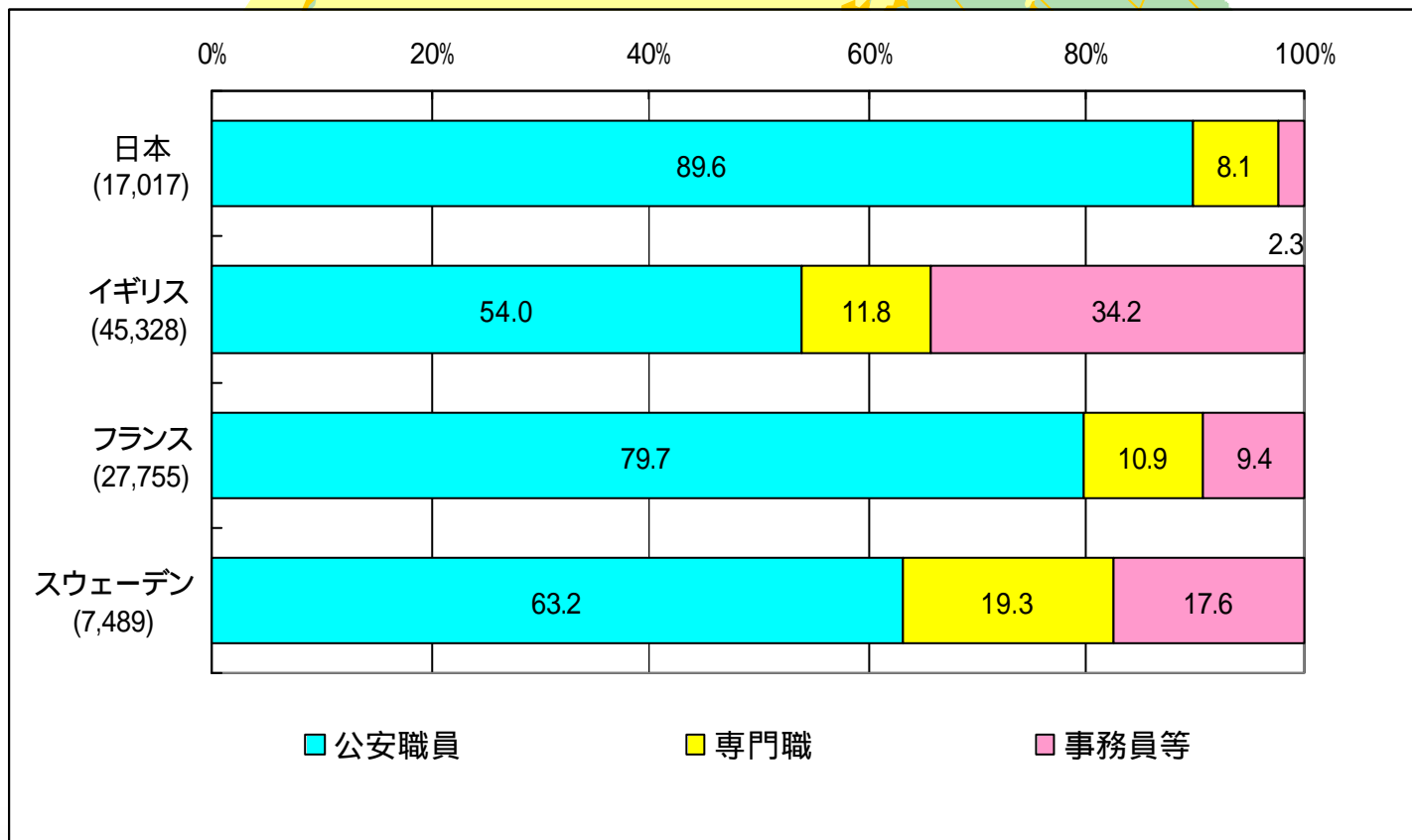
行刑施設の職員数

日本	17,017
アメリカ	439,788
イギリス	45,328
フランス	26,233
ドイツ (ベルリン州)	2,918
スウェーデン	4,460

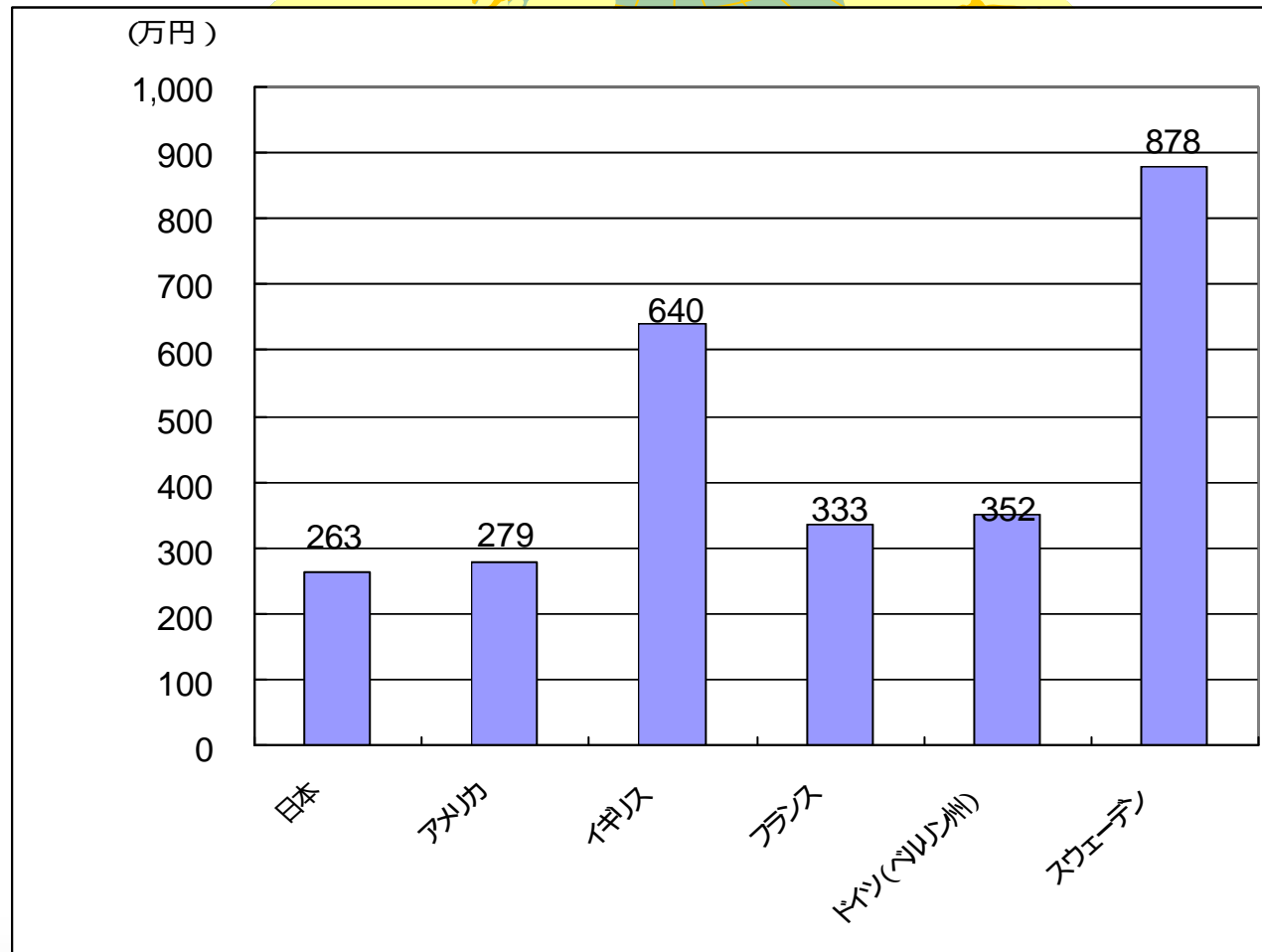
行刑施設の職員負担率



行刑施設職種別構成比



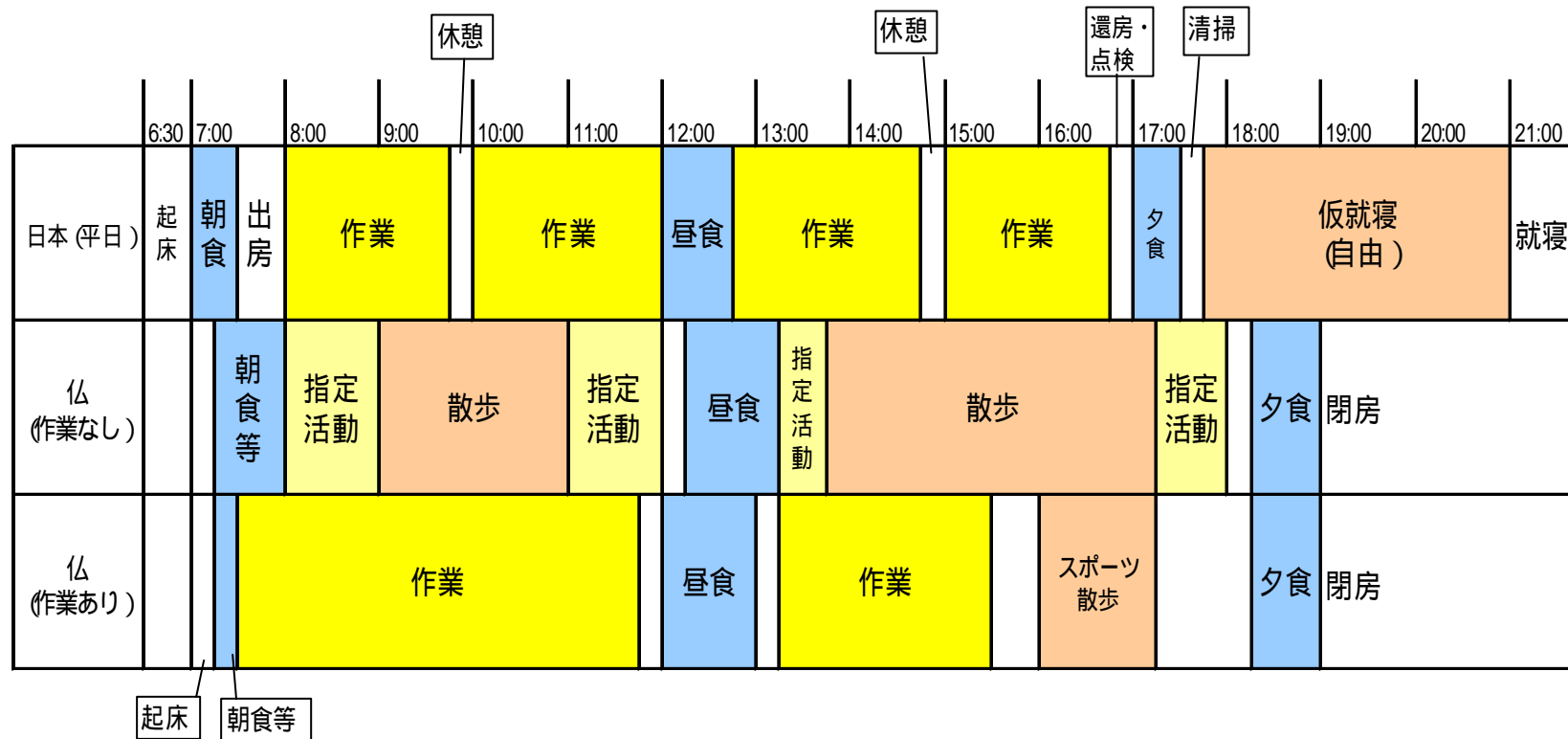
年間行刑施設被収容者一人当たりの予算



保安事故発生件数

	逃走	自殺	対職員暴行
日本	3	18	838
アメリカ	763	201	17,263
イギリス	26	72	2,901
フランス	34	121	338
ドイツ	62	78	...
スウェーデン	166	4	...

動作時限 (作業の有無による比較)



刑務作業の性格

日本	刑罰の内容である。
アメリカ	刑罰の内容ではない。(連邦規則によれば、身体的及び精神的に可能な既決被収容者は、作業に割当てられるものとされている。)
イギリス	刑罰の内容ではない。(行刑法令上、既決被収容者に対しては、作業に就くよう要求しなければならないにとされている。)
フランス	刑罰の内容ではない。
ドイツ	刑罰の内容ではない。(行刑法令上、受刑者は、作業又は労作を行う義務を負うとされている。)
スウェーデン	刑罰の内容ではない。

作業により支払われる金額（1か月平均）

日本	4,215円
アメリカ	官営工場で65.83-176.85ドル（約8,000-約21,000円） 私営工場で476.24-756.51ドル（約56,000-約89,000円） 非工場作業で20.21-102.76ドル（約2,000-約12,000円）
イギリス	30.4ポンド（約6,000円）
フランス	382.26ユーロ（約50,000円）
ドイツ（ベルリン州）	223ユーロ（約29,000円）
スウェーデン	1,647SEK（約23,000円）

被収容者の行動範囲

- 日本^の行刑施設で許可しておらず、諸外国^の行刑施設で許可していることの例
 - 外部との電話による通信
 - 喫煙
 - 居室にラジオやCDを所有すること

分類制度（警備分類）

- **日本** :警備度による施設の分類はない。
- **アメリカ** 連邦刑務所の警備レベルは5分類。
(最小・低・中・高・管理)
- **イギリス** :4分類。(A (高) B C D (低))
- **フランス** :基本的に2分類。(中央刑務所 (高)・
拘禁センター (低))
- **ドイツ** :2分類。(閉鎖・開放)
- **スウェーデン** :2分類。(閉鎖・開放)

分類制度 (収容分類)

- **日本** 犯罪傾向進度(A,B) ,女子(W) ,16歳未満の少年で ,少年院での矯正教育を必要とする者(Jt) ,少年(J) ,青年 (26歳未満の成人) (Y) ,日本人と異なる処遇を必要とする外国人(F) ,長期刑 (刑期 8年以上) (L) ,精神障害者(M) ,身体疾患・身体障害者 (P) ,禁錮刑受刑者(I)
- **アメリカ** 連邦施設の管理施設では ,深刻かつ慢性的な精神的問題を抱えた者や ,著しく暴力的な者 ,あるいは逃走傾向のある者等を収容。
- **イギリス** 女子 ,男子青年 (21歳未満)
- **フランス** 女子 ,少年
- **ドイツ** 女子 ,少年 ,高齢者 (1施設のみ) ,精神障害者 (保安施設としての精神病院に収容) ,刑務所内に長期受刑者用区画・薬物犯用区画等
- **スウェーデン** 女子 ,少年



府中刑務所 独居房



東京拘置所 (旧舎 独居房)



フランス ストラスブール拘置所少年区



オーストリア シュバーツァウ女子刑務所



イギリス ウスク刑務所単独室

国際人権B規約第4回政府報告書に対する人権委員会の最終見解(パラグラフ27)において、日本の行刑施設につき懸念とされた点

- 言論、結社及びプライバシーの自由を含む、被収容者の基本的権利を制限する厳しい所内規則
- 頻繁な独居拘禁を含む、厳しい懲罰の使用
- 規則違反で摘発された被収容者に対する懲罰を決定するための公平かつ公開手続の欠如
- 刑務官による報復に対して不服申立を行う被収容者の不十分な保護
- 被収容者の不服申立を調査するための信頼できる制度の欠如
- 革手錠等、残虐かつ非人道的取扱いとなり得る保護措置の頻繁な使用

